

証拠調べ請求書（3）

請求人 林 眞須美

請求人の頭書再審請求事件について、以下の通り、証拠調べを請求する。

弁護士 （略）

記

第1. 検証請求する対象物は、証拠調べ請求書（2）で証拠調べ請求した証拠物（弁28及び29）である。

弁31（対象物は弁28【証拠物】）

青色紙コップ（エの袋の中の4）

（平成11年領第155号符号36-5）

（凶器である亜硫酸をカレー鍋に混入させるために使用された紙コップとされているもの）

弁32（対象物は弁29【証拠物】）

プラスチック製小物入れ（同年領第140号符号2953-1）

（被告人方台所シンク下の収納庫から発見されたとされているもので、「白アリ薬剤」と記載のあるもの。

容器内に亜硫酸が付着していたとされているもの）

第2. 検証の必要性について

1. 弁31（弁28）について

再審請求書補充書2（平成23年5月31日付）の第2に記載したとおり。

2. 弁32（弁29）について

再審請求書補充書（平成22年10月18日付）の第2、及び、再審請求書補充書2（平成23年5月31日付）の第3に記載したとおり。

3. なお、前回の打ち合わせ期日（平成23年6月16日）において、弁28及び29については、「裁判所が事実上取り寄せて見分すること」について、弁護士として異議がない旨を述べたところであるが、裁判所が正式に検証することも必要である（裁判所が見る物と、弁護士が見た物が同一であるかの確認や、弁護士及び検察官が立ち会って、物の形状・色・付着物等について事実上説明等する機会も必要である）と考えるので、今回改めて検証請求をする次第である。

以上